

○大府市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置者（以下「設置者」という。）に、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（以下「事業」という。）を委託することにより、幼稚園又は認定こども園に通う保護者の子育て支援及び幼児教育の振興を奨励し、その充実及び向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。

2 市長は、事業を設置者に委託するものとする。

(対象児童)

第3条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する満3歳以上の幼児とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 設置者の幼稚園又は認定こども園に在籍していること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けていること。

(実施の申請等)

第4条 事業を実施しようとする設置者は、市長が定める期日までに、幼稚園型一時預かり事業実施申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園型一時預かり事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委託契約の締結)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、設置者と委託契約を締結するものとする。

(委託料)

第6条 事業に係る委託料は、別表に定める区分ごとの単価に事業を利用した延べ児童数を乗じて得た額とする。

(状況報告)

第7条 第5条の規定により契約を締結した設置者（以下「受託者」という。）は、事業を実施した月の翌月5日までに、幼稚園型一時預かり事業利用状況報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 受託者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、幼稚園型一時預かり事業実績報告書（第4号様式）に、幼稚園型一時預かり事業委託料請求書（第5号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、前項の規定による請求書により委託料を受託者に支払うものとする。

(委託料の返還)

第9条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受託者に対し、委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 委託料に関し虚偽の請求をしたとき。
- (2) 施設の運営状況が、児童の福祉を明らかに妨げているとき。
- (3) 事業の目的以外に委託料を執行したとき。
- (4) 次条に定める調査の結果に基づく市長の指導に対し、措置を講じないとき。

2 市長は、前項の規定により委託料の一部又は全部を返還させるときは、幼稚園型一時預かり事業委託料返還命令書（第6号様式）により当該受託者に通知するものとする。

(調査、指導等)

第10条 市長は、受託者に対して、事業に係る保育内容、運営等について報告を求め、又は必要な調査、指導及び監督をすることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	内容	単価（児童1人当たりの日額）
(1) 基本単価（通常単価）	平日の利用児童数が年間延べ2,001人以上の幼稚園等が、平日（長期休業期間中を含む。）に事業を実施する場合（教育時間と合わせて8時間まで）の単価	400円
(2) 基本単価（小規模施設単価）	平日の利用児童数が年間延べ2,000人以下の幼稚園等が、平日（長期休業期間中を含む。）に事業を実施する場合（教育時間と合わせて8時間まで）の単価	1,600,000円を年間延べ利用児童数で除し、400円を減じて得られた額（その額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
(3) 休日単価	土曜日、日曜日又は祝日に事業を実施する場合（8時間まで）の単価	800円
(4) 長時間加算単価	8時間を超えて事業を実施した場合の加算単価	100円